

議第 59 号

河川法第 4 条第 1 項の一级河川の指定の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

1. 知事の意見

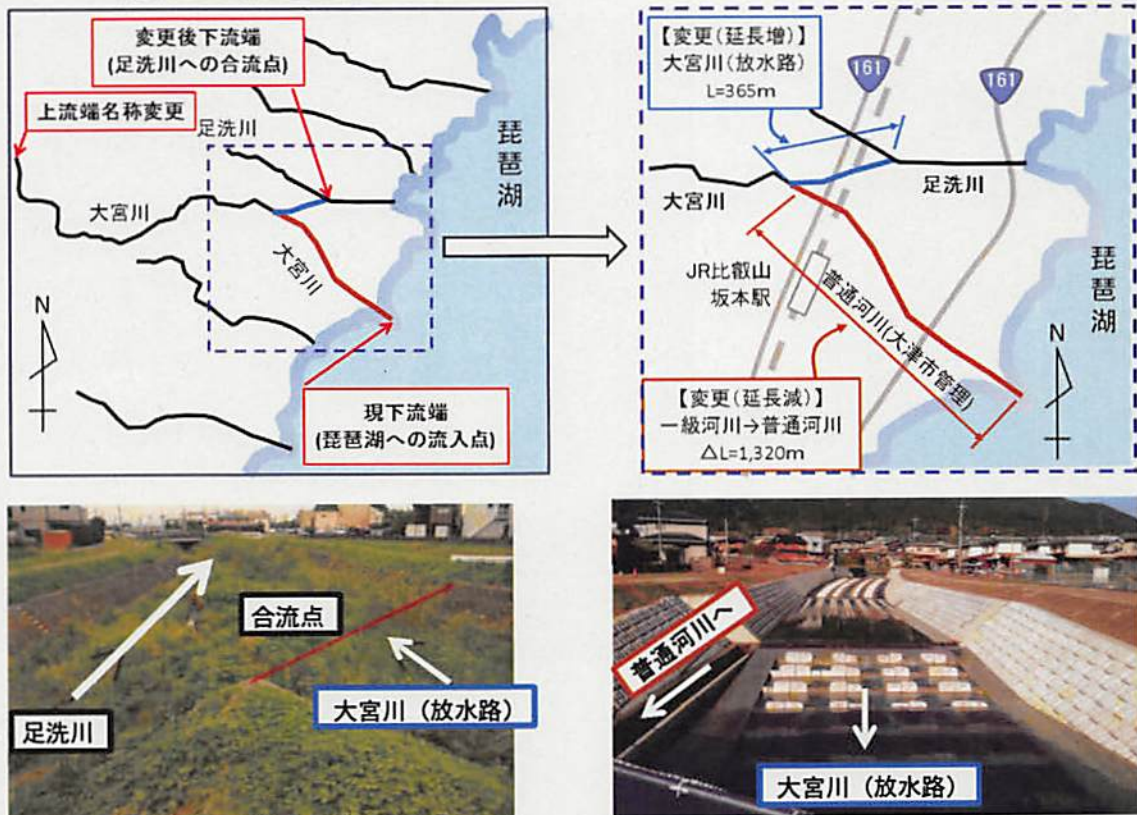
国土交通大臣からの意見照会に対する知事の意見として、河川改修に伴う指定変更であるため「格別の意見はない」として回答したい。

2. 一级河川大宮川（大津市）の上流端および下流端の指定変更

- ・ 下流端の変更 琵琶湖への流入点 → 足洗川への合流点
L= 4,780m → 3,825m (放水路部 +365m、普通河川化部 -1,320m)
- ・ 上流端の名称変更 堰堤 → 林道橋下流端 (位置の変更なし)

【理由】

- ・ 平成 28 年度に大宮川河川改修事業による大宮川（放水路）が完了することに伴い大宮川の下流端を琵琶湖流入点から足洗川合流点に変更する。
- ・ 上流端を特定していた堰堤が撤去されたことから、同位置にある林道橋下流端に名称を変更する。



大宮川（放水路）と足洗川との合流部

大宮川（放水路）と普通河川との分水部

《参考：一级河川の指定等に係る手続き》

- ・ 国土交通大臣より滋賀県知事に対し、意見照会【平成 28 年 1 月 27 日照会】
第 4 条第 3 項：大臣が指定しようとするときは知事の意見をきかなければならない
第 4 条第 6 項：指定の変更または廃止の手続は、指定の手続に準じて行わなければならない
- ・ 県議会で議決後、滋賀県知事より国土交通大臣に対して回答
第 4 条第 4 項：知事が意見を述べようとするときは、議会の議決を経なければならない
- ・ 社会資本整備審議会において審議された後、国土交通大臣が指定等を官報で公示
第 4 条第 3 項：大臣が指定しようとするときは、社会資本整備審議会の意見をきかなければならない
第 4 条第 5 項：大臣が指定しようとするときは、名称および区間を公示しなければならない